

事務連絡
令和2年10月16日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公印省略)

地域密着型（介護予防）サービスに係る利用者に対する提供に関する記録
の保存年限の起算日について

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号・第三十六号）で定められている利用者に対する提供に関する記録については、みよし広域連合の条例で5年間と定めているところ
であります。

その起算日については、上記の基準省令により「完結の日から」となっていますが、この
「完結の日」については明確な基準を事業所に示していなかったため、今後は下記のとおり
基準を定めますので、当該記録について適切に保管いただけますようお願い申し上げます。

記

- 1 起算日・・・「完結の日」を介護報酬の支払を受けた日とする。
- 2 保存年限・・・介護報酬の支払を受けた日から5年間となる。

(例) 令和2年8月サービス提供分

令和2年9月10日までに請求し、同年10月末までに支払われる。サービス費等の受領
日が10月29日の場合、完結日は10月29日となり、令和7年10月29日までの保存が必
要となる。

なお、他の法令等に作成及び保存が義務付けられているものについては、当該法令等の基
準に従うこととなります。

みよし広域連合介護保険センター (資格給付係) TEL 0883-76-0030 FAX 0883-76-0033
--